

# 指定管理者制度の導入に向けて

## 【指定管理者制度とは】

平成15年6月の地方自治法の一部改正により、「公の施設」の管理委託制度が廃止となり、「指定管理者制度」が創設されました。

これまで、「公の施設」の管理は、地方公共団体が直接管理(直営)を行うほかは、地方自治法の管理委託制度に基づき、公共的団体等に委託してきました。

「指定管理者制度」とは、こうした公共的団体に限定されてきた「公の施設」の管理について、広く民間の事業者や団体にも門戸を広げ、施設の設置目的を最も効果的に達成できる者に任せようとする制度です。

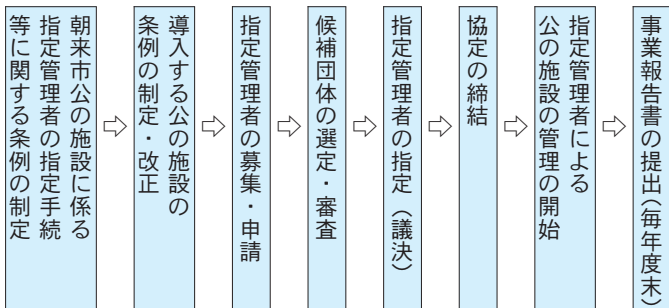
これにより、今後は公共的団体だけでなく、民間の事業者にも「公の施設」の管理の代行ができるようになります。

しかし、「指定管理者制度」を導入するには、導入する施設の条例改正と、指定管理者の指定について市議会の議決が必要となります。また、指定管理者に管理を任せるには細部にわたる調整など準備期間も必要となります。

## 【制度の目的】

多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、「公の施設」の管理について、民間の事業者や団体の持つノウハウを活用し、住民サービスを向上させるとともに、行政経費の節減などを図ることを目的としています。

## ○指定管理者制度導入の基本的な流れ



## ○公の施設の管理方法の比較(法改正前と改正後)

|        | 法改正前                               | 法改正後                                    |
|--------|------------------------------------|---|
|        | 管理委託制度                             | 指定管理者制度                                 |
| 管理方法   | ○市が直接管理(直営)<br>○公共的団体に管理委託         | ○市が直接管理(直営)<br>○指定管理者に委任                |
| 施設の管理者 | ○管理受託者<br>公共団体・公共的団体・市が出資している法人に限定 | ○指定管理者<br>法人・その他の団体を議会の議決を経て、期間を定めて指定する |
| 管理の内容  | ○市の管理下で、委託された管理業務を執行               | ○条例において規定された管理・業務の範囲において管理を代行           |

## 【公の施設とは】

地方公共団体が住民の福祉を増進するために設置し、その地方自治体の住民が利用する施設で、文化施設、体育施設、福祉施設などがあります。

公の目的のため設置された施設であっても、市庁舎のように地方自治体が事務を行うために設置された施設は

該当しません。

## <公の施設の例>

- 1. 民生施設**
  - ・保育所・養護老人ホーム・老人福祉施設センター
  - ・老人憩いの家・福祉会館・児童館
- 2. 衛生施設**
  - ・し尿処理施設・ごみ処理施設・下水処理施設
  - ・下水終末処理場・公衆便所・健康センター
- 3. 体育施設**
  - ・体育館・プール・野球場・武道館・キャンプ場
- 4. 社会教育施設**
  - ・公民館・青年の家・自然の家・図書館・博物館
  - ・資料館
- 5. 宿泊施設**
  - ・国民宿舎・その他宿泊施設
- 6. 公園**
  - ・公園・児童公園
- 7. 会館**
  - ・市民会館・文化センター・勤労会館・婦人会館
  - ・コミュニティセンター・集会所
- 8. 診療施設**
  - ・病院・診療所

## 【本市の状況】

「指定管理者制度」には、3年間(平成18年9月2日までの経過措置があり、各自治体はこの期限までに管理委託をしている全ての施設を「指定管理者制度」に移行しなければなりません。ただし、法改正以後、新たに設置された施設についてはこの経過措置が適用されないことから、朝来市では既に6施設について「指定管理者制度」が導入されています。

今後は、現在、管理委託をしている施設等について、平成18年度から順次、「指定管理者制度」の導入や検討を進めていきます。

## 指定管理者制度を導入している施設

- ・朝来市あさごふれあいプール『くじら』
- ・朝来市土づくりセンター
- ・朝来市黒川活性化施設『黒川体験交流センター』
- ・朝来市黒川温泉『美人の湯』
- ・朝来市生野高齢者グループホーム『グループホーム竹原野』
- ・朝来市山東道路交流施設『道の駅「但馬のまほろば」地域振興施設』

## 【指定管理者制度が導入できないもの】

学校・道路・河川等、それぞれ個別の法律(学校教育法・道路法・河川法等)において「公の施設」の管理者が定められている施設等については指定管理者制度を採ることはできません。

## ■問い合わせ

財務課(管財担当) TEL 672 - 6118(直通)